

# 正義と連帯性

－トマス・アクィナスにおける正義論の展望－

佐々木 亘

Justice and the Solidarity

－The Perspective of Theory of Justice in Thomas Aquinas－

Wataru Sasaki

---

トマス・アクィナスによると、法的正義によって、人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの法に、一致している。法は、至福である究極目的へと存する秩序づけをつうじて、共通の幸福である共同善へと人間を秩序づける。じっさい、人間と共同体は、部分と全体、不完全なものど完全なものとの関係にある。人間は、共同善への秩序づけにおいて、法に一致している。どのような人間であっても、至福をめざしており、そこから「共通の幸福への秩序づけ」が可能になる。共助の可能性は、かかる一致にそくした連帯性において展開しているのではないだろうか。そして、この可能性は法的正義の可能性にほかならない。人間は共同善への秩序づけにおいて、一致しているのである。

Key Words : [共同善] [法的正義] [配分的正義] [交換的正义] [連帯性]

(Received September 11, 2017)

## 序

トマス・アクィナスは、『神学大全』第二-二部第五八問題第五項で、「正義は一般的な徳 (virtus generalis) であるか」を論じており、その主文で次のように言っている。

先に言われたように、正義は人間を、「他者 (alter)」への「関連 (comparatio)」において秩序づける。(中略)しかるに、何らかの「共同体 (communitas)」のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らかである。じっさい、部分とは全体に属するところのものであり、それゆえ、部分のいかなる「善 (bonum)」も、全体の善へと秩序づけられうる。したがって、このことにそくして、いかなる「徳 (virtus)」の善も、それが「ある人間を自分自身へと秩序づける」としても、「自らをほかの何らかの個別的な複数のペルソナ (persona) へと秩序づける」としても、それ

---

\* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

へと正義が秩序づけるところの「共同善 (bonum commune)」にまで帰せられうる。そして、このことにそくして、人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる。このかぎりにおいて、正義は「一般的な徳」と言われる。また、先に述べたように、共同善へと秩序づけることが「法 (lex)」に属していることから、それゆえ、先に言われた仕方で「一般的」であるとされるところの、この正義は、「法的正義 (iustitia legalis)」と呼ばれる。なぜなら、この正義によって、人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの法に、「一致する (concordare)」からである<sup>(1)</sup>。

正義はまず他者にかかわる。人間を他者へと秩序づけることが、正義に固有である。共同体は自己と他者の集合体にほかならない。その意味で、人間を他者へと秩序づける徳としての正義は、まさに、共同体の存立にかかわっている。

しかるに、人間と共同体との関係は、部分と全体との関係として捉えられる。人間は、必然的な仕方で複数の共同体に属している。部分は、部分であるかぎり、全体の部分である。そして、部分の全体への関連づけは、部分の善と全体の善との関係として位置づけられうる。したがって、「部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられうる」ということになる。部分の善は、それがいかなるものであれ、部分の善であるかぎり、全体の善である共同善へと秩序づけられることになる<sup>(2)</sup>。

さらに、善に関する秩序づけであることから、かかる秩序づけに徳がかかわる。しかるに、正義以外の徳は、「ある人間を自分自身へと秩序づける」という仕方で人間を自己の完成へと導くと考えられる。これに対して、後に触れるように、「特殊的正義 (iustitia particularis)」は「自らをほかの何らかの個別的な複数のペルソナへと秩序づける」という仕方で、人間を個別的なペルソナの善へと秩序づけると言えよう。そして、どちらも部分の善にかかわっている以上、「いかなる徳の善も」、「それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで帰せられうる」ことになる。

かくして、「人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる」。この場合の正義が、「一般的徳」とされる「法的正義」である。「共同善へと秩序づけることが法に属して」おり、共同善への秩序づけという点で、この正義と法ははたらきにおいて一致している。法的正義は、共同善への秩序づけという点で、正義以外の徳からも、特殊的正義からも区別されると同時に、まさにこの点において、すべての徳のはたらきがそこに属するという普遍性に達している。

では、「この正義によって、人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの法に、一致する」ということは、そもそも何を意味しているのだろうか。本稿では、アクィナスにおける正義論をつうじて、自助・共助・公助の関係についてさぐっていききたい。

## I. 究極目的と共同善

まず、「共同善へと秩序づけることが法に属している」ということは、どのようなことから主張されうるのだろうか。アクィナスは『神学大全』第二—一部第九〇問題第二項で、「法

は常に共同善へと秩序づけられているか」を論じており、その主文で次のように言っている。

「実践理性 (ratio practica)」がかかわるところの、実践的なことならにおける第一の「根源 (principium)」は「究極目的 (ultimus finis)」である。しかるに、先に示されたように、人間的な生に関する究極目的とは、「幸福 (felicitas)」、ないし「至福 (beatitudo)」である。それゆえ、「法」は、最高度に、「至福へと存する秩序づけ」に関係しなければならない。その一方、「部分」はすべて「全体」へと、「不完全なもの」が「完全なもの」に対するように秩序づけられており、一人の人間は、「完全な共同体」の部分であるから、法は、本来、「共通の幸福への秩序づけ」に関係することは必然である。(中略) いかなる類においても、「最高度」に語られるところのものが、他のものの根源であり、それ自身への秩序づけにそくして他のものは語られる。(中略) したがって、法は「共同善」への秩序づけに即して最高度に語られる以上、特殊的なはたらきに関する他のいかなる規定も、「共同善への秩序づけ」にそくすることなしに法としての性格を持つことはない。それゆえ、法はすべて、共同善へと秩序づけられている<sup>(3)</sup>。

実践理性がかかわる実践的な領域においては、究極目的が第一の根源である。実践的なことならにおいては、もろもろの目的が関係している。人間が自らのはたらきの主 (dominus) として為すところの「人間的行為 (actio humana)」は、必然的な仕方での目的に関係しており、目的のためという仕方でも成立している。さらに、目的の系列において、根源となるものが究極目的である。すなわち、人間的行為は、究極目的への必然的な欲求にもとづいて、何かを目的として発出している。そして、「人間的な生に関する究極目的とは、幸福、ないし至福である」から、究極目的への運動とは至福への運動であり、かかる運動にそくして、人間の実践的なことならは展開しているのである<sup>(4)</sup>。このため、「法は、最高度に、至福へと存する秩序づけに関係しなければならない」。法は、まず、至福である究極目的への秩序づけに関係している。

その一方、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らか」であり、「部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられうる」。そして、部分と全体は、善を介した関係であると同時に、不完全性と完全性との関係でもあり、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられ」ることになる。じっさい、部分の善は、部分に属するかぎり、不完全である。

究極目的は、それが個々人の究極目的として捉えられるかぎり、部分の善である。しかしながら、すべての人間は、究極目的への欲求にそくして、個々の個別的な行為を展開している。何を究極目的とするかは異なっているとしても、「究極目的のために」という構造は同じである。そして、かかる普遍性において、究極目的は共通の目的として位置づけられうる。そのため、「一人の人間は、完全な共同体の部分であるから、法は、本来、共通の幸福への秩序づけに関係することは必然である」ということになる。究極目的への秩序づけは、共同善への秩序づけに通じることから、法は必然的な仕方でも、共同善への秩序づけにかかわっている。すなわち、「法はすべて、共同善へと秩序づけられる」のである。このように、究極目的への秩序づけが共同善への秩序づけへと収束することから、「共同善へと秩序づけることが法に属している」わけ

である。

## Ⅱ. 法的正義と特殊的正義

このように、「不完全なものが完全なものに対する」という仕方で、自己も他者も共同体へと秩序づけられる。すなわち、おのおのの人間は、共同体の部分であるかぎり、「不完全なもの」であるのに対し、共同体は全体であるかぎり、「完全なもの」なのである。

この「完全性」や「不完全性」は、「共同善」と「ペルソナの善」との関係から解することができよう。じっさい、共同善のうちにおのおののペルソナの善は見いだされるのであるから、このかぎりにおいて、共同善はペルソナの善よりも完全なのである。そして、共同善が個々のペルソナの目的である以上、ペルソナの善は共同善へと秩序づけられなければならない。

では、「自らをほかの何らかの個別的な複数のペルソナへと秩序づける」ということは、どのようにして成立するのであろうか。アキナスは、『神学大全』第二-二部第五八問題の第七項で、「特殊的正義」の存在について論じており、その主文で次のように言っている。

法的正義は本質的な仕方ですべての徳なのではなく、人間を直接的に共同善へと秩序づけるところの、法的正義以外に、「特殊的な善」に関して人間を直接的に秩序づけるほかの徳がなければならない。しかるに、このことは、「自分自身にかかわること」でも、「ほかの個々のペルソナにかかわること」でもありうる。それゆえ、法的正義のほかに、「節制 (temperantia)」や「剛毅 (fortitudo)」のような人間を自分自身へと秩序づけるある「特殊的な徳」がなければならないように、また、法的正義以外に、ほかの個々のペルソナへとかわるものに関して人間を秩序づける、何らかの「特殊的正義」がなければならない<sup>(5)</sup>。

法的正義は、「人間を直接的に共同善へと秩序づける」ということにもとづいて、「すべての徳のはたらき」がそこに属している。しかるに、「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らかである」としても、かかる関連づけはつねに直接的というわけではない。そのため、「法的正義以外に、特殊的な善に関して人間を直接的に秩序づけるほかの徳がなければならない」。

さらに、「特殊的な善」は、「自分自身にかかわる」場合と「ほかの個々のペルソナにかかわる」場合に区別される。前者を秩序づける徳が、「人間を自分自身へと秩序づけるある特殊的な徳」であり、正義以外の徳がこれにあたると考えられる。これに対して、後者を秩序づける徳が、「ほかの個々のペルソナへと係わるものに関して人間を秩序づける」特殊的正義である。

法的正義と特殊的正義と相違は、第一義的に秩序づける善が、「共同善」であるか、「ほかの個別的なペルソナの善」であるか、ということにもとづいている。じっさい、「実践理性がかかわるところの、実践的なことがらにおける第一の根源は究極目的」であるから、法はまず、最高度の仕方で、「至福へと存する秩序づけ」に関係している。したがって、「ペルソナの善」とは、このような究極目的である至福への秩序づけにもとづいて捉えることができるであろう。その一方、法は、かかる至福への秩序づけを通じて、「共同善へと秩序づけられている」。それ

ゆえ、至福である究極目的への秩序づけの延長線上に共同善への秩序づけが捉えられる。ペルソナの善は、共同善へと秩序づけられる仕方で、求められなければならない。

かくして、法的正義は、「いかなる徳の善も」、「それへと正義が秩序づけるところの共同善にまで帰せられうる」ということにもとづいて、「一般的な徳」として、人間を全体としての共同善へと秩序づけることに第一義的に直接的な仕方でかかわっている。これに対して、特殊的正義は、共同善への秩序づけを前提にしたうえで、「自らをほかの何らかの個別的な複数のペルソナへと秩序づける」という仕方で、人間を部分としてのペルソナの善へと秩序づけることに第一義的に直接的な仕方でかかわっている。

### Ⅲ. 配分的正義と交換的正義

このように、法的正義と特殊的正義が区別されるということは、共同体とペルソナの間を正しく秩序づけるためには、法的正義だけでは不十分だからであると考えられる。じっさい、おのおののペルソナの善に対して直接的な仕方で秩序づけるところの正義がなければ、ペルソナの超越性が保障されない可能性も考えられる。その意味で、特殊的正義は「ペルソナと共同体の関係」にかかわる、きわめて重要な正義であると言えよう。

ただし、特殊的正義が共同善への秩序づけを離れて成立しているわけではない。「特殊的正義」は、あくまで「徳」であり、「正義」であるかぎり、共同善へと秩序づけられている。それゆえ、個別的な個々のペルソナは、あくまで共同善を目的として、ペルソナの善へと秩序づけられることになる。

しかるに、かかる特殊的正義はさらに、「配分的正義 (*iustitia distributiva*)」と「交換的正義 (*iustitia commutativa*)」にわけられる。トマスは、『神学大全』第二-二部第六一問題第二項で、「配分的正義と交換的正義において、中庸 (*medium*) は同一の仕方で受けとられるか」を論じており、その主文で、次のように言っている。

配分的正義では、全体に属するところのものが部分へと「帰すべき (*debitus*)」であるかぎりにおいて、ある「私的なペルソナ (*private persona*)」に何かが与えられる。しかるに、その何かは、部分そのものが全体においてより大きな「重要性 (*principalitas*)」を持つに依じて、より大きなものとなる。それゆえ、配分的正義においては、あるペルソナが共同体においてより大きな重要性を持つことにそくして、それだけ共同善からより多くそのペルソナに与えられる。(中略) それゆえ、配分的正義においては、事物の事物に対する均等性にそくしてではなく、事物のペルソナに対する「対比性 (*proportio*)」にそくして中庸が受けとられる。すなわち、一人のペルソナがほかのペルソナよりすぐれている際、前者に与えられる事物が後者に与えられる事物よりもまさっているような仕方である。(中略) これに対して、交換的正義において、ある個別的ペルソナに何かが帰属せしめられるのは、受けとられたその人の事物であるという理由からである。このことは、「購入 (*emptio*)」や「売却 (*venditio*)」において、もっとも明らかであって、そこに「交換 (*commutatio*)」の性格が第一に見いだされる<sup>(6)</sup>。

特殊的正義は、「ほかの個別的なペルソナの善へと秩序づけられる」という仕方で、共同体における部分にかかわる。しかるに、配分的正義の場合、「全体に属するところのものが部分へと帰すべきであるかぎりにおいて、ある私的なペルソナに何かが与えられる」。ここから明らかのように、配分的正義は「部分に対する全体」という仕方で、ペルソナの善にかかわっている。

これに対して、交換的正義は、「ある個別的ペルソナに何かが帰属せしめられるのは、受けとられたその人の事物であるという理由からである」という点からしても、「部分と部分の交換」を秩序づけるという仕方で、ペルソナの善にかかわると言えよう。

したがって、特殊的正義はペルソナの善を秩序づけるが、ペルソナは共同体の部分であるから、「部分を秩序づける正義」ということになり、「部分に対する秩序」としては、「全体が部分に対する秩序」と「部分が部分に対する秩序」が区別される。

そして、前者が、全体の善を部分に配分する配分的正義によって秩序づけられ、「あるペルソナが共同体においてより大きな重要性を持つことにそくして、それだけ共同善からより多くそのペルソナに与えられる」。これに対して、後者は、お互いが共同体の部分であるところの、個別的なペルソナどうしの関係にもとづいているので、交換的正義によっておのおのの善が秩序づけられ、「このことは、購入や売却において、もっとも明らかであって、そこに交換の性格が第一に見いだされる」。

#### IV. 自助と公助

交換的正義の場合、「ある個別的ペルソナに何かが帰属せしめられるのは、受けとられたその人の事物であるという理由からである」。すなわち、一人のペルソナは、ほかのペルソナから受けとった事物の、「事物の事物に対する均等性にそくして」、そのペルソナに何かを与える際、その交換を「他者への均等性」にもとづいて秩序づける正義が交換的正義であると言えよう。

これに対して、配分的正義では、「一人のペルソナがほかのペルソナよりすぐれている際、前者に与えられる事物が後者に与えられる事物よりもまさっているような仕方で」、「事物のペルソナに対する対比性にそくして中庸が受けとられる」。全体である共同体はけっして一義的ではなく、多元的な秩序のもとに多層的な仕方で成立している。しかるに、どのような共同体であれ、人間をある個別的なペルソナの善へと直接的な仕方で秩序づけるという点からは、全体としての共同体が部分としてのペルソナに対する秩序が問題になる。これを導く正義が「配分的正義」なのである。

ペルソナと共同体の関係は、「部分の部分に対する」秩序と「部分に対する全体として」の秩序によって具体的に成立している。したがって、交換的正義と配分的正義は、共同体の根幹を形成する正義として位置づけられうる。

かくして、配分的正義は、「共同善」の配分にかかわる。問題は、「あるペルソナが共同体においてより大きな重要性を持つことにそくして、それだけ共同善からより多くそのペルソナに与えられ」、「事物のペルソナに対する対比性にそくして中庸が受けとられる」という点である。

この「対比性」とは、「部分であるペルソナが共同体全体において有する重要性の度合い」

を意味していると言えよう。しかるに、この場合の「重要性」は、それぞれの共同体において、多様な仕方で捉えられうる。さらに、この「重要性」が、誰によって、どのような基準で判断され、示されるかは明らかではない。ただし、「法とは、ある完全な共同体を統率する統治者における、実践理性の何らかの命令にほかならない」という点から<sup>(7)</sup>、とりあえず、かかる判断は「共同体を統率する統治者」によるということになるであろう。

その一方、交換的正義は、二人のペルソナ相互のあいだで成立する正義である。そして、「このことは、購入や売却において、もっとも明らかであって、そこに交換の性格が第一に見いだされる」。じっさい、貨幣を媒介とした交換によって、我々の社会的生活は成り立っている。この「交換的正義」は、「配分的正義」を前提にして成立していると考えられる。じっさい、交換に必要な財は、何らかの仕方で先に配分されていなければならない。先に配分されていないものを他者に与えることはできないであろう。

ところで、いわゆる「自助・共助・公助」という三層的理解が、正義や人間のあり方に関する解釈に、重要な視点となるように思われる<sup>(8)</sup>。まず、究極目的への運動が人間の自由と主権のもとに展開されていると考えられるかぎり、ペルソナとしての「自由と自助」が共同体の一つの前提であると言えよう。

これに対して、「あるペルソナが共同体においてより大きな重要性を持つことにそくして、それだけ共同善からより多くそのペルソナに与えられる」という公正にそくした公助（それは国家にかぎらず、さまざまな共同体において多元的に捉えられうる）にもとづく配分が、自助としての交換を可能にしているともいえるのではないだろうか。

たとえば、何らかの仕事によってえられる報酬は、「労働にもとづく交換」であるにしても、そのような労働を可能にする仕事は、秩序としてそれ以前に「配分」されていなければならない。その意味で、配分が交換の前提になっているかぎり、共同体における公正と公助が、部分であるペルソナの自由と自助を可能にする条件になっているように思われる。

## 結び

さて、ペルソナである人間どうしが、ともに助けあうという「共助」は、何らかの連帯性にもとづいて成立すると考えられる。では、人間における連帯性は、アキナスにおいて、どのように捉えられうるのであろうか。

先の引用によると、「共同善へと秩序づけることが法に属していることから、それゆえ、先に言われた仕方で一般的であるとされるところの、この正義は、法的正義と呼ばれ」、「この正義によって、人間は、すべての徳のはたらきを共同善へと秩序づけるところの法に、一致する」。そして、この「一致」に、人間の連帯性が根源的な仕方で根拠づけられると言えよう。

じっさい、「法は、最高度に、至福へと存する秩序づけに関係しなければならない」が、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられており、一人の人間は、完全な共同体の部分であるから、法は、本来、共通の幸福への秩序づけに関係することは必然である」。法は、究極目的への秩序づけをつうじて、人間を共同善へと秩序づける。そして、この法にすべての人間は一致している。





est quod lex proprie respiciat ordinem ad felicitatem communem.... In quolibet autem genere id quod maxime dicitur, est principium aliorum, et alia dicuntur secundum ordinem ad ipsum: sicut ignis, qui est maxime calidus, est causa caliditatis in corporibus mixtis, quae intantum dicuntur calida, inquantum participant de igne. Unde oportet quod, cum lex maxime dicatur secundum ordinem ad bonum commune, quodcumque aliud praeceptum de particulari opere non habeat rationem legis nisi secundum ordinem ad bonum commune. Et ideo omnis lex ad bonum commune ordinatur. なお、完全な共同体に関しては、佐々木 2008, pp.63-74参照。

- (4) 詳しくは、佐々木 2005, pp.97-116参照。
- (5) *S. T. II-II, q. 58, a. 7, c. iustitia legalis non est essentialiter omnis virtus, sed oportet praeter iustitiam legalem, quae ordinat hominem immediate ad bonum commune, esse alias virtutes quae immediate ordinant hominem circa particularia bona. Quae quidem possunt esse vel ad seipsum, vel ad alteram singularem personam. Sicut ergo praeter iustitiam legalem oportet esse aliquas virtutes particulares quae ordinant hominem in seipso, puta temperantiam et fortitudinem; ita etiam praeter iustitiam legalem oportet esse particularem quandam iustitiam, quae ordinet hominem circa ea quae sunt ad alteram singularem personam.*
- (6) *S. T. II-II, q. 61, a. 2, c. in distributiva iustitia datur aliquid alicui privatae personae inquantum id quod est totius est debitum parti. Quod quidem tanto maius est quanto ipsa pars maiorem principalitatem habet in toto. Et ideo in distributiva iustitia tanto plus alicui de bonis communibus datur quanto illa persona maiorem principalitatem habet in communitate.... Et ideo in iustitia distributiva non accipitur medium secundum aequalitatem rei ad rem, sed secundum proportionem rerum ad personas: ut scilicet, sicut una persona excedit aliam, ita etiam res quae datur uni personae excedit rem quae datur alii.... Sed in commutationibus redditur aliquid alicui singulari personae propter rem eius quae accepta est; ut maxime patet in emptione et venditione, in quibus primo invenitur ratio commutationis.*
- (7) *S. T. I-II, q. 91, a. 1, c. sicut supra (q. 90, a. 1, ad 2; a. 3 et a. 4) dictum est, nihil est aliud lex quam quoddam dictamen practicae rationis in principe qui gubernat aliquam communitatem perfectam.*
- (8) 筆者は、永合位行神戸大学大学院経済学研究科教授を研究代表者とした科研費による共同研究、「多元的秩序構想における経済学統合化の試み－中間組織の経済倫理学に向けて－」(基盤研究(C) 21530181: 2009年度～2012年度), 「統合的経済倫理学に基づく多元的秩序理論の構築－中間組織の統合的把握に向けて－」(基盤研究(C) 25380250: 2014年度～2016年度), およびに、「統合的経済倫理学に基づくポスト福祉国家レジームの構築: 多元的秩序構想の実践的展開」(基盤研究(B) 17H02505: 2017年度～2021年度)に、研究分担者の一人として参加している。「中間組織」とは、国家でもなく市場でもないという仕方では位置づけられ、「市場が自由と自助を、国家が公正と公助をそれぞれ基本

原則とするのに対し、これらの中間組織の基本原則は、連帯と共助にこそある」。 (永合 2011, p.7)。また、この点に関して、かかる共同研究の研究分担者の一人である鈴木純神戸大学大学院経済学研究科准教授によると、自助 - 共助 - 公助という三層的理解は、今や経済秩序論や経済政策論のみならず、社会保障政策や地方分権の議論などにおいても広く用いられている。(鈴木 2014, p.153)。

本研究は、JSPS科研費17H02505, 基盤研究 (B) 「統合的経済倫理学に基づくポスト福祉国家レジームの構築: 多元的秩序構想の実践的展開」, およびJSPS科研費16K02225, 基盤研究 (C) 「スコラ哲学における正義論の変遷 - トマス・アクィナス以前・以後 - 」の助成を受けたものです。